

## 金融先物取引法の一部を改正する法律の概要

外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」の定義に含め規制対象とするとともに、取引を行う顧客を保護するために必要な規制の整備を行うことを目的として、以下の措置について法案を提出。

### 外国為替証拠金取引業者等について登録制を導入

- ・ 現在、取引所取引の受託等に限定されている「金融先物取引業」の範囲を拡大(注)することにより、外国為替証拠金取引等を取り扱う業者も「金融先物取引業者」として登録制の下で規制の対象に含める。  
(注)一般顧客(金融先物取引に関する専門的知識・経験のない者)を相手方として行う店頭金融先物取引やその媒介等を「金融先物取引業」と定義。
- ・ あわせて、業者の財務上の健全性や業者及び主要株主の適格性等を確保する観点から、登録拒否要件を明確化。

### 業者に対する規制の整備

- ・ 投資資金以上の金額について取引が行われることや、多額の損失が生じるおそれがあることについて、取引開始前の段階で顧客に示すことを義務付け(広告においても明示することとする)
- ・ トラブル防止のため、一般顧客が希望しない限り、電話や訪問による勧誘を禁止(主要国でも類似の規制)するなど、勧誘規制を整備
- ・ 最低資本金制度を導入するとともに、業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確認するため、自己資本規制比率の算出を義務付け
- ・ その他、定期的な情報開示義務、外務員制度等について規定